

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項	低炭素建築物新築等計画の認定	建築指導課

標準処理期間は、申請書に盛岡市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第3条(1)に定める者が基準に適合すると認定した証明書が添付されている場合は7日とし、それ以外は45日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。